

令和8年度 第1回南幌町地域包括ケア推進会議
第1回南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議
第1回南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会

日 時 令和8年7月29日（水）
16時00分
場 所 あいくる 2階会議室

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 協議報告事項

（1）地域包括ケア推進会議について

（2）高齢化等の現状について

（3）地域包括支援センターの運営について

（認知症初期集中支援チーム検討委員会活動状況および高齢者虐待防止ネットワーク会議活動状況含む）

（4）地域ケア個別会議における活動状況について

（5）地域密着型サービス事業所および指定居宅介護支援事業所について

（6）介護サービス事業所指定更新について

4 そ の 他

5 閉 会

南幌町地域包括ケア推進会議委員
南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議委員
南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会委員

名 簿

(委嘱期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日 計15名)

	氏 名	区 分 ・ 所 属
	三 浦 航 平	学識経験者 医療法人やわらぎ 本部長
	藤 井 省 吾	学識経験者 社会福祉法人南幌福祉会 南幌みどり苑 施設長
	加 藤 久 尚	医療関係者 加藤歯科 院長
	棟 方 智 子	医療関係者 町立南幌病院 副院長
	大 沼 笑 子	医療関係者 町立南幌病院 看護師長
	苫米地 拓 也	介護保険サービス事業関係者 社会福祉法人南幌福祉会 南幌みどり苑 業務係長
	山 田 美 幸	介護保険サービス事業関係者 医療法人やわらぎ 居宅介護支援事業所アザレア 管理者
	道 辰 公 人	介護保険サービス事業関係者 グループホーム福音の家 管理者
	藤 井 弘 子	各種関係団体 人権擁護委員
	本 間 秀 正	各種関係団体 南幌町社会福祉協議会会長
	林 仁	各種関係団体 南幌町民生委員児童委員協議会会長
	三 歩 幸 光	各種関係団体 南幌町老人クラブ連合会会長
	永 原 隆 夫	町民 南幌町区長会会長
	高 田 榮 子	各種関係団体 南幌町ボランティア活動の会副会長
	明 地 直 美	町民 ボランティア登録者

【事務局：高齢者包括係】

職 名	氏 名	職 名	氏 名
課 長	笠 原 大 介	主 任	辻 脇 まどか
参 事	蛭 沢 千 晴	主 事	三 橋 寿 徳
課長補佐	三 浦 早 苗	生活支援コーディネーター (社会福祉協議会)	梶 田 し の ぶ
係 長	紺 野 智 美		

南幌町地域保健医療福祉連携推進会議

住み慣れた地域で最期まで
自分らしく生活するために

報告

南幌町地域包括ケア推進会議（介護保険法）

介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される
「地域包括ケアシステム」の構築及び推進

地域包括支援センター事業
（設置・運営・事業評価）

地域密着型サービス事業
（指定・事業評価）

地域支援事業～地域包括ケア～
（介護予防・生活支援）

■保健福祉医療サービス調整推進会議

・個別ケース連絡・情報交換
構成員↳ 医療・介護関係者・専門職

■南幌町地域ケア個別会議

・困難ケース
構成員↳ 当事者の関係者・専門職

■認知症対応型共同生活介護

・福音の家
・なかま
・鶴城の郷
・みじの野の郷

■認知症対応型通所介護

・小規模デイサービスみじの野

■包括的支援事業 ■任意事業

○在宅医療介護連携推進事業
○生活支援体制整備事業
・生活支援コーディネーター

○認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援チーム
構成員↳ 医師・保健師・社会福祉士

■介護予防・日常生活支援事業

■コアメンバー会議

・虐待を受けた高齢者や養護者への対応方針
構成員↳ 保健福祉課

南幌町高齢者虐待防止
ネットワーク会議
（高齢者虐待防止法）

・見守り・早期発見・介入
・防止の啓発活動・連携
・高齢者と養護者の支援

報告

連携

認知症初期集中支援チーム検討委員会（介護保険法）

高齢者数・認定者数等の推移①

※人口・認定者数：令和8年4月1日現在 / 外国人含む

	R4.4.1	R4.10.1	R5.4.1	R5.10.1	R6.4.1	R6.10.1	R7.4.1	R7.10.1	R8.4.1
総人口	7,366人	7,469人	7,610人	7,730人	7,838人	7,919人	8,036人	8,128人	8,251人
対前年同時点増減	-50人	82人	244人	120人	228人	189人	198人	209人	215人
64歳以下	4,777人	4,849人	4,965人	5,055人	5,137人	5,214人	5,335人	5,389人	5,485人
対前年同時点増減	-70人	41人	188人	206人	172人	159人	198人	175人	150人
構成比	64.9%	64.9%	65.2%	65.4%	65.5%	65.8%	66.4%	66.3%	66.5%
高齢者数	2,589人	2,620人	2,645人	2,675人	2,701人	2,705人	2,701人	2,739人	2,766人
対前年同時点増減	20人	41人	56人	55人	56人	30人	0人	34人	65人
65～74歳	1,265人	1,277人	1,296人	1,309人	1,301人	1,282人	1,262人	1,262人	1,268人
対前年同時点増減	10人	9人	31人	32人	5人	-27人	-39人	-20人	6人
構成比	17.2%	17.1%	17.0%	16.9%	16.6%	16.2%	15.7%	15.5%	15.4%
75歳以上	1,324人	1,343人	1,349人	1,366人	1,400人	1,423人	1,439人	1,477人	1,498人
対前年同時点増減	10人	32人	25人	23人	51人	57人	39人	54人	59人
構成比	18.0%	18.0%	17.7%	17.7%	17.9%	18.0%	17.9%	18.2%	18.2%
高齢化率	35.15%	35.08%	34.76%	34.61%	34.46%	34.16%	33.61%	33.70%	33.52%
対前年同時点増減	0.51%	0.17%	-0.39%	-0.47%	-0.30%	-0.45%	-0.85%	-0.46%	-0.09%

高齢者数・認定者数等の推移②

※人口・認定者数：令和7年4月1日現在 / 外国人含む、第2号被保険者含まない

	R4.4.1	R4.10.1	R5.4.1	R5.10.1	R6.4.1	R6.10.1	R7.4.1	R7.10.1	R8.4.1
認定者数	454人	471人	496人	489人	490人	504人	528人	506人	524人
対前年同時点増減	5人	20人	42人	18人	-6人	15人	38人	2人	-4人
認定率	17.54%	17.98%	18.75%	18.28%	18.14%	18.63%	19.55%	18.47%	18.94%
対前年同時点増減	0.06%	0.49%	1.22%	0.30%	-0.61%	0.35%	1.41%	-0.16%	-0.60%
要支援1～2	114人	107人	127人	140人	130人	132人	142人	128人	130人
構成比	25.1%	22.7%	25.6%	28.6%	26.5%	26.2%	26.9%	25.3%	24.8%
対前年同時点増減	-1人	-5人	13人	33人	3人	-8人	12人	-4人	-12人
65～74歳	10人	9人	12人	13人	16人	10人	12人	9人	11人
75歳以上	104人	98人	115人	127人	114人	122人	130人	119人	119人
対高齢者割合	4.40%	4.08%	4.80%	5.23%	4.81%	4.88%	5.26%	4.67%	4.70%
要介護1～5	340人	364人	369人	349人	360人	372人	386人	378人	394人
構成比	74.9%	77.3%	74.4%	71.4%	73.5%	73.8%	73.1%	74.7%	75.2%
対前年同時点増減	6人	25人	29人	-15人	-9人	23人	26人	6人	8人
65～74歳	28人	31人	26人	22人	21人	22人	21人	20人	21人
75歳以上	312人	333人	343人	327人	339人	350人	365人	358人	373人
対高齢者割合	13.13%	13.89%	13.95%	13.05%	13.33%	13.75%	14.29%	13.80%	14.24%

介護保険状況（令和8年6月末までの状況）

介護度	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
認定者総数	77	57	134	122	102	83	66	31	404	538
第1号被保険者	76	57	133	121	100	81	64	30	396	529
第2号被保険者	1	0	1	1	2	2	2	1	8	9
居宅サービス受給者数	42	43	85	96	73	23	12	9	213	298
地域密着型サービス受給者数	0	0	0	8	24	19	7	6	64	64
施設サービス受給者数（介護老人福祉施設）				0	0	35	29	11	75	75
施設サービス受給者数（介護老人保健施設）				12	13	9	13	5	52	52

町内の介護保険サービス状況

【居宅サービス】

- 通所リハビリテーションゆう（定員60人） ■南幌みどり苑デイサービスセンター（定員25人）
 - 訪問看護ステーションマーガレット ■訪問介護ステーションおひさま
 - 訪問リハビリテーションRe：ハッスル ■訪問リハビリテーション（町立病院）
- 【地域密着型サービス】
- グループホーム（4ヶ所）：福音の家（定員9人）、鶴城の郷（定員18人）、なかま（定員9人）、みどり野の郷（定員9人）
 - 認知症対応型通所介護：デイサービスセンターみどり野（定員12人）

【施設サービス】

- 特別養護老人ホーム：南幌みどり苑（定員70人） ■介護老人保健施設ゆう（定員70人）

令和7年度 一般会計決算書

〈地域包括支援センター運営事業分〉

【収 入】

(単位：円)

項 目	補正後予算額	本年度決算額	増 減	説 明
介 護 サ ー ビ ス 事 業 収 入	4,618,000	4,102,900	△515,100	介護予防サービス計画費収入 ・新規：26件 ・更新：869件
合 計	4,618,000	4,102,900	△515,100	

【支 出】

(単位：円)

項 目	補正後予算額	本年度決算額	増 減	説 明
地域包括支援センター事業費				
役 務 費	99,000	88,442	△10,558	
委 託 料	3,558,000	2,654,240	△903,760	
合 計	3,657,000	2,742,682	△914,318	
収 支 差 額	961,000	1,360,218	399,218	

令和7年度 介護保険特別会計決算書

〈別紙①＋別紙②〉

【収 入】

(単位：円)

項 目	補正後予算額	本年度決算額	増 減	説 明
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (国)	11,081,000	10,460,980	△620,020	国庫補助金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (支)	2,897,000	2,522,668	△374,332	社会保険診療報酬支払基金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (道)	4,325,000	3,810,569	△514,431	道補助金
繰 入 金	4,323,000	3,814,008	△508,992	町繰入金
雑 入	45,000	80,400	35,400	利用者負担
第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	3,501,000	2,474,842	△1,026,158	第1号保険料
合 計	26,172,000	23,163,467	△3,008,533	

【支 出】

(単位：円)

項 目	補正後予算額	本年度決算額	増 減	説 明
地域支援事業				
介護予防・日常生活支援総合事業	10,390,000	9,405,915	△984,085	
包括的支援・任意事業	15,782,000	13,757,552	△2,024,448	
合 計	26,172,000	23,163,467	△3,008,533	

令和7年度 介護保険特別会計決算書

〈別紙① 介護予防・日常生活支援総合事業分〉

【収 入】

(単位：円)

項 目	補正後予算額	本年度決算額	増 減	説 明
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (国)	2,658,000	2,553,643	△104,357	国庫補助金
保 険 者 努 力 支 援 交 付 金 (国)	1,625,000	1,896,000	271,000	予防・健康づくりの取り組みを拡充した場合への交付金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (支)	2,897,000	2,522,668	△374,332	社会保険診療報酬支払基金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (道)	1,289,000	1,167,901	△121,099	道補助金
繰 入 金	1,288,000	1,171,339	△116,661	町繰入金
雑 入	45,000	51,000	6,000	介護予防事業利用者負担金
第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	588,000	43,364	△544,636	第1号保険料
合 計	10,390,000	9,405,915	△984,085	

【支 出】

(単位：円)

項 目	補正後予算額	本年度決算額	増 減	説 明
介護予防・生活支援サービス事業費				
役 務 費	20,000	15,104	△4,896	審査支払手数料
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	6,146,000	5,800,712	△345,288	訪問型・通所型サービス事業負担金
介護予防ケアマネジメント事業費				
需 用 費	20,000	5,775	△14,225	消耗品費
役 務 費	19,000	14,508	△4,492	介護給付費単位数標準マスタ許諾料：13,800円 審査支払手数料：708円
委 託 料	652,000	347,320	△304,680	介護予防ケアマネジメント業務：215,320円 システム保守：132,000円
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	226,000	54,144	△171,856	住所地特例者分負担金
一般介護予防事業費				
報 償 費	76,000	26,736	△49,264	地域リハ講師謝礼
需 用 費	312,000	223,566	△88,434	消耗品費：41,318円 燃料費：73,842円 修繕料：47,635円 賄材料費：60,771円
役 務 費	13,000	12,850	△150	自動車損害保険料
委 託 料	2,897,000	2,897,000	0	運動指導業務：1,628,000円 一般介護予防事業委託：1,269,000円
公 課 費	9,000	8,200	△800	自動車重量税
合 計	10,390,000	9,405,915	△984,085	

★財源内訳：利用者負担金、対象外経費を除く、 国25.0%、支援交付金（2号保険料）27.0%、道12.5%、町12.5%、1号保険料23.0%

令和7年度 介護保険特別会計決算書

〈別紙② 包括的支援事業・任意事業分〉

【収 入】

(単位：円)

項 目	補正後予算額	本年度決算額	増 減	説 明
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (国)	6,072,000	5,285,337	△786,663	国庫補助金
保険者機能強化推進交付金 (国)	726,000	726,000	0	予防・健康づくりの取り組みを拡充した場合への交付金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (道)	3,036,000	2,642,668	△393,332	道補助金
繰 入 金	3,035,000	2,642,669	△392,331	町繰入金
雑 入	0	29,400	29,400	シルバーハウジング利用者負担金
第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	2,913,000	2,431,478	△481,522	第1号保険料
合 計	15,782,000	13,757,552	△2,024,448	

【支 出】

(単位：円)

項 目	補正後予算額	本年度決算額	増 減	説 明
包括的支援事業費				
需 用 費	120,000	92,800	△27,200	消耗品費：20,586円、燃料費：72,214円
使 用 料 及 び 賃 借 料	279,000	278,052	△948	自動車リース料
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	189,000	153,350	△35,650	
在宅医療介護連携推進事業費				
報 償 費	49,000	20,000	△29,000	講師謝礼
生活支援体制整備事業費				
委 託 料	4,695,000	4,695,000	0	生活支援体制整備事業委託料
認知症総合支援事業費				
報 償 費	204,000	0	△204,000	認知症サポート医謝礼
需 用 費	36,000	11,330	△24,670	
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	126,000	38,000	△88,000	認知症地域支援推進員研修負担金
地域ケア会議推進事業費				
報 酬	94,000	82,800	△11,200	地域包括ケア推進会議委員報酬
報 償 費	63,000	62,848	△152	講師謝礼
旅 費	7,000	666	△6,334	地域包括ケア推進会議委員費用弁償
任意事業				
需 用 費	54,000	14,452	△39,548	消耗品費 (LSA管理棟)：10,420円 介護者のつどい食糧費：4,032円
役 務 費	607,000	172,438	△434,562	LSA携帯電話：27,238円 GPS通信料：138,600円 住宅改修理由書作成手数料：6,600円
委 託 料	8,863,000	8,078,267	△784,733	配食サービス事業：3,216,353円 シルバーハウジング生活援助員派遣事業：4,861,914円
備 品 購 入 費	60,000	57,549	△2,451	LSAスマートフォン料
扶 助 費	336,000	0	△336,000	
合 計	15,782,000	13,757,552	△2,024,448	

★財源内訳：利用者負担金、対象外経費を除く、 国38.5%、道19.25%、町19.25%、1号保険料23.0%

令和8年度 一般会計予算書

〈地域包括支援センター運営事業分〉

【収 入】

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	説 明
介 護 サ ー ビ ス 事 業 収 入	4,618,000	4,618,000	0	介護予防サービス計画費収入 ・新規：36件 ・更新：960件
合 計	4,618,000	4,618,000	0	

【支 出】

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	説 明
地域包括支援センター事業費				
役 務 費	99,000	113,000	14,000	
委 託 料	3,558,000	3,293,000	△265,000	
備 品 購 入 費	0	0	0	
合 計	3,657,000	3,406,000	△251,000	
収 支 差 額	961,000	1,212,000	251,000	

令和8年度 介護保険特別会計予算書

〈別紙①＋別紙②〉

【収 入】

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	説 明
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (国)	11,669,000	13,345,000	1,676,000	国庫補助金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (支)	3,215,000	3,501,000	286,000	社会保険診療報酬支払基金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (道)	4,523,000	5,361,000	838,000	道補助金
繰 入 金	4,523,000	5,361,000	838,000	町繰入金
雑 入	45,000	45,000	0	利用者負担
第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	3,794,000	4,868,000	1,074,000	第1号保険料
合 計	27,769,000	32,481,000	4,712,000	

【支 出】

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	説 明
地域支援事業				
介護予防・日常生活支援総合事業	11,987,000	13,049,000	1,062,000	
包括的支援・任意事業	15,782,000	19,432,000	3,650,000	
合 計	27,769,000	32,481,000	4,712,000	

令和8年度 介護保険特別会計予算書

〈別紙① 介護予防・日常生活支援総合事業分〉

【収 入】

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	説 明
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (国)	2,976,000	3,242,000	266,000	国庫補助金
保 険 者 努 力 支 援 交 付 金 (国)	1,896,000	1,896,000	0	予防・健康づくりの取り組みを拡充した場合への交付金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (支)	3,215,000	3,501,000	286,000	社会保険診療報酬支払基金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (道)	1,488,000	1,621,000	133,000	道補助金
繰 入 金	1,488,000	1,621,000	133,000	町繰入金
第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	924,000	1,168,000	244,000	第1号保険料
合 計	11,987,000	13,049,000	1,062,000	

【支 出】

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	説 明
介護予防・生活支援サービス事業費				
役 務 費	20,000	20,000	0	審査支払手数料
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	7,743,000	8,641,000	898,000	訪問型・通所型サービス事業負担金
介護予防ケアマネジメント事業費				
需 用 費	20,000	174,000	154,000	消耗品費
役 務 費	19,000	19,000	0	介護給付費単位数標準マスタ許諾料：16,000円 審査支払手数料：3,000円
委 託 料	652,000	545,000	△107,000	介護予防ケアマネジメント業務：545,000円
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	226,000	175,000	△51,000	住所地特例者分負担金
一般介護予防事業費				
報 償 費	76,000	45,000	△31,000	地域リハ講師謝礼
需 用 費	314,000	369,000	55,000	消耗品費：155,000円 燃料費：66,000円 修繕料：70,000円 賄材料費：78,000円
役 務 費	13,000	13,000	0	自動車損害保険料
委 託 料	2,897,000	3,039,000	142,000	運動指導業務：1,954,000円 一般介護予防事業委託：1,085,000円
公 課 費	7,000	9,000	2,000	自動車重量税
合 計	11,987,000	13,049,000	1,062,000	

★財源内訳：利用者負担金、対象外経費を除く、 国25.0%、支援交付金（2号保険料）27.0%、道12.5%、町12.5%、1号保険料23.0%

令和8年度 介護保険特別会計予算書

〈別紙② 包括的支援事業・任意事業分〉

【収 入】

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	説 明
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (国)	6,071,000	7,481,000	1,410,000	国庫補助金
保険者機能強化推進交付金 (国)	726,000	726,000	0	予防・健康づくりの取り組みを拡充した場合への交付金
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (道)	3,035,000	3,740,000	705,000	道補助金
繰 入 金	3,035,000	3,740,000	705,000	町繰入金
雑 入	45,000	45,000	0	介護予防事業利用者負担金
第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	2,870,000	3,700,000	830,000	第1号保険料
合 計	15,782,000	19,432,000	3,650,000	

【支 出】

(単位：円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	説 明
包括的支援事業費				
需 用 費	120,000	121,000	1,000	消耗品費：40,000円、燃料費：81,000円
使 用 料 及 び 賃 借 料	279,000	279,000	0	自動車リース料
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	189,000	56,000	△133,000	介護支援専門員更新研修負担金
在宅医療介護連携推進事業費				
報 償 費	49,000	49,000	0	
生活支援体制整備事業費				
報 酬	0	2,502,000	2,502,000	生活支援コーディネーター報酬
職 員 手 当 等	0	339,000	339,000	会計年度用職員期末手当・勤勉手当
共 済 費	0	499,000	499,000	社会保険料・雇用保険料
委 託 料	4,695,000	4,925,000	230,000	生活支援体制整備事業委託料
認知症総合支援事業費				
報 償 費	204,000	0	△204,000	認知症サポート医謝礼
需 用 費	36,000	36,000	0	テキスト代
委 託 料	0	198,000	198,000	認知症初期集中支援事業委託料
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	126,000	126,000	0	認知症地域支援推進員研修負担金
地域ケア会議推進事業費				
報 酬	94,000	94,000	0	地域包括ケア推進会議委員報酬
報 償 費	63,000	63,000	0	講師謝礼
旅 費	7,000	4,000	△3,000	地域包括ケア推進会議委員費用弁償
任意事業				
需 用 費	54,000	34,000	△20,000	消耗品費（LSA管理棟）：30,000円 介護者のつどい食糧費：4,000円
役 務 費	607,000	680,000	73,000	LSA携帯電話：34,000円 GPS通信料：180,000円 成年後見開始申立作成手数料：349,000円 住宅改修理由書作成手数料：44,000円
委 託 料	8,863,000	9,091,000	228,000	配食サービス事業：3,625,000円 シルバーハウジング生活援助員派遣事業：5,466,000円
備 品 購 入 費	60,000	0	△60,000	
扶 助 費	336,000	336,000	0	
合 計	15,782,000	19,432,000	3,650,000	

★財源内訳：利用者負担金、対象外経費を除く、 国38.5%、道19.25%、町19.25%、1号保険料23.0%

地域支援事業

【目的】

地域支援事業は、介護保険法に基づき、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

1. 一般介護予防事業

■介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人々とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりと要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域づくりを推進する。

事業名		【介護予防普及啓発事業】快足シャキッと倶楽部	
目的		外出の機会を多く持ち、寝たきりの原因となる転倒骨折を予防し、自ら生きがいをみつけ、自立した生活を維持する。	
対象		65歳以上の方	
令和7年度 実績			
場所	あいくる、夕張太ふれあい館		
スタッフ	健康運動指導員、保健福祉課職員		
内容	体操（基礎、筋力アップ）		
実績	○あいくる： 74回（延べ人数1,931人） ※令和6年度：74回（延べ人数2,053人） 1回平均： 26.1人／実人数46人 新規8人 ○夕張太： 38回（延べ人数345人） ※令和6年度：38回（延べ人数355人） 1回平均： 9.1人／実人数13人 新規1人		
評価	準備体操から始まり、椅子に座っての運動、筋力トレーニング、ストレッチを行っている。あいくる会場は火曜日と金曜日どちらにも参加が可能で、夕張太ふれあい館では、暑い季節はエアコンが使用できる研修室で実施するといった環境に配慮し実施できた。 運動だけではなく、外出し参加者同士の交流の場になっており、介護予防に繋がっている事業である。		
令和8年度 計画			
日程	あいくる	月に5～7回	ふれあい館 月に3～4回
場所	あいくる、夕張太ふれあい館		
内容	例年どおりの運動を提供する。参加者に対しては健康の保持増進のために、健康や生活面での情報提供を適宜行う。		

事業名	【介護予防普及啓発事業】男の料理教室		
目的	男性が買い物、料理などの手段的日常生活動作の自立を目指し、さらに運動、趣味の発見の機会とすることをねらいとする。		
対象	概ね65歳以上の男性		
令和7年度 実績			
内容	バランスのよい献立・調理方法、健康講話		
スタッフ	管理栄養士、保健師、保健福祉課職員、ボランティア（各回2～3人）		
実績	6回 延べ人数69人 実人数16人 新規1人		
評価	従来からの参加者に加えて新規参加者が1人増えた。11月は文教大学の学生とともに実施。 管理栄養士による講話や調理実習や試食により、男性が栄養や調理に興味を持つだけでなく交流の場にもなっている。		
令和8年度 計画			
日程	年6回 奇数月		
内容	管理栄養士の栄養講話、バランスのよい献立による調理実習・試食を行う。		

事業名	【介護予防普及啓発事業】高齢者水中運動教室		
目的	高齢者に対して水中運動を行うことにより、介護の重度化を予防し、自立と生きがいのある生活を助長する。		
対象	40歳以上の方		
令和7年度 実績			
内容	ストレッチ、水中運動		
場所	南幌町民プール		
実績	16回 延べ人数171人 実人数16人（うち新規5人）		
	1回平均10.7人		
評価	延べ参加者数が前年度の123人と比べ、48人増加している。参加者の満足度が延べ参加者数の増加につながっていると思われる。 夏季の気温上昇により、（公財）日本スポーツ協会の暑さ指数が基準値を上回ったためプールの使用ができない日があったが、事業を休みとしていた時であり、予定の回数を実施できた。		
令和8年度 計画			
日程	水曜日 5月～9月（全16回）		
内容	ストレッチ、水中歩行運動		

事業名	
【介護予防普及啓発事業】高齢者いきいき健康マージャン	
目的	健康マージャンを通じて、高齢者の仲間づくり、生きがいづくりを図りいきいきと暮らせる高齢者の健康づくりを目的とする。
対象	60歳以上の方等
令和7年度 実績	
内 容	「賭けない、吸わない、飲まない」健康マージャン
ス タ ッ フ	地域のボランティア（講師）
場 所	あいくる（13時～16時まで）
実 績	月3～5回開催 ※火曜日開催 44回実施 延べ人数1,296人 1回平均：29人／平均7卓 ※参加登録実人数 128人（男58人／女70人）、講師5人 新規登録者 3人
大 会	夏の陣～参加者31人、講師4人、社協職員4人 計39人（8卓） 親睦大会～いきいき健康マージャン23人、老人クラブ19人、講師5人、社協職員1人 計48人（12卓）
評 価	初心者向けのコースを設け、講師の方から指導を受けることができ参加者から好評を受け、口コミで新規登録者や再開された方が増えた。昨年度と同様に老人クラブ連合会との親睦大会も行われ、老人クラブ連合会の方々も沢山多くの参加者が集まり交流を深め、新規登録にもつながった。今後も住民の自主的活動の場としていきたい。
令和8年度 計画	
内 容	同上。令和2年度より社会福祉協議会へ事業を委託。マージャン用具を新調し定期開催と合わせ、用具の貸出を行うことで住民同士が自主的活動の場を増やしている様子がみられる。定期的にマージャン大会を企画し、講師や参加者を中心に手伝いを募り、参加者同士の交流の機会を設けていく。

事業名	
【健康教育・健康相談】	
目的	介護予防、疾病予防に関する正しい知識を普及する。
対象	単位老人クラブなど
令和7年度 実績	
内 容	介護予防・健康づくりに関する講話
日 程	随時
場 所	各地域の会館等
実 績	15回 延べ人数299人 (内訳) 老人クラブ 14回（延べ人数258人） その他 1回（延べ人数41人）
評 価	健康教育は、熱中症予防や感染予防、フレイル予防、町の介護予防事業周知、あんしんキットの更新など、知っておいてほしい情報を伝えることができる場（ポピュレーションアプローチ）となっている。今年度は、講話の際に、「認知症についてのこと」や「聞こえのこと」といった内容を意図的に伝えている。
令和8年度 計画	
内 容	生活習慣病の重症化予防と介護予防（特にフレイル予防）の必要性を合わせて伝えていく。地域リハビリテーション活動支援事業と合わせながら勧めていく。

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業
目的	地域での介護予防・自立支援を促進するため、身近な場所での介護予防の取り組みを支援する。
対象	単位老人クラブ・カフェサロン等地域で活動する団体
令和7年度 実績	
内容	地域での元気高齢者の集まりにリハビリ専門職員等を派遣し、介護予防に資する知識の普及や技術への助言、レクリエーションなどを行い、地域での介護予防の取り組みを支援する。
スタッフ	町内医療機関・介護事業所のリハビリテーション専門職等、保健師
実績	8回（延べ参加者数 107人） ・町立病院専門職2回、やわらぎ専門職3回、みどり苑専門職3回 ・老人会4回（稲穂、北町、10区、8区）、社協事業1回（カフェサロン学習交流会）、カフェサロン2回（寿、ひまわり）、町事業1回（介護者サロン）
評価	参加者からは、「専門職に話を聞けて、体操ができるのはためになるし、楽しかった」との声が多数あった。講師を担う町内のリハビリ専門職からは、元気な地域の高齢者と触れ合う機会となり、地域の声を聞ける大変貴重な場であるとの声をいただいております。今後も広く地域で活動できるよう広めていく。
令和8年度 計画	
内容	周知に努め、事業を促進し介護予防における意識高揚を図る。老人クラブ連合会や社会福祉協議会生活支援コーディネーターとの連携の上、実施に取り組む団体を増やしていく。

事業名	ふまねっと事業
目的	地域での介護予防・自立支援を促進するため、身近な場所での介護予防の取り組みを支援する。
対象	町内在住の方や老人クラブ、カフェサロンなど地域で活動する団体
令和7年度 実績	
内容	歩行機能の改善やバランス機能の向上、さらに認知機能にも効果的であり、各サロンや老人会での集まりで実施している。手拍子や音楽に合わせて歩く運動であることから、参加者みんなで楽しめる運動である。
実績	自主練習教室 19回（延べ参加者数 261人） 運動促進事業 1回（延べ参加者人数 8人）北町そよ風会
評価	令和5年度から、自主練習教室に町民の方の参加を募り、ふまねっとサポーターの口コミなどにより月平均5人ほどの一般参加がいた。また運動促進事業によるサポーターの協力を得ながら、老人クラブでふまねっとを行い、サポーターとの交流に繋がっている。
令和8年度 計画	
内容	ふまねっとサポーターによる自主練習教室を月2回程度実施。広報等で周知を行いながら一般参加者を募り、住民主体の継続的な運動の場とする。またサポーター向けスキルアップ研修を行い、更に意欲的な活動へとつなげて行く。

事業名	介護支援ボランティアポイント事業
目的	ボランティア活動を通じて、社会参加や社会貢献を促進し、住民自身の健康増進及び介護予防を促進することを目的とする。
対象	南幌町に居住する18歳以上の者
令和7年度 実績	
内容	介護施設や社会福祉協議会、地域包括支援センターが行う介護予防事業等でボランティア活動に参加した高齢者等にポイントを付与し、高齢者自身の社会参加や社会貢献を促し、自身の健康増進や介護予防を推進します。
実績	登録者数 108人（新規登録者数 16人）（内ゴミ出し支援ボランティア 登録者15人） ※令和8年3月末現在 令和7年度実績に対する令和8年4月ポイント引換分 ポイント転換品引換実績 81名 245,000円（前年実績 75名 237,000円） 意見交換会 令和8年1月28日（水） 参加人数39名 【くすりの正しい飲み方】 講師 北海道医療大学 薬学部実務薬学講座 助教 奥田 衣理 氏 教授 町田 拓自 氏
評価	今年度は、ゴミ出し支援ボランティアの依頼を受けボランティア登録者が増え、また介護施設でのボランティア活動の依頼も増え、新規登録者が増加している。ボランティア養成講座や意見交換会などを通じて、ボランティア活動の効果、活動の場所や種類など情報を発信することで、登録者数が増えている。
令和8年度 計画	
内容	令和7年度より、ゴミ出し支援ボランティア専用のポイント手帳を設け、これまで従事された方も新規の方も分かりやすい仕組みとなり、混乱も見られていない。幅広い年齢層の方々にもボランティア活動に興味をもって頂くような情報を発信していく。今後も従事されている方々の意見を聞き取り、高齢者個人を対象とするボランティア活動への要望も増えていることから仕組みを整えていく。

事業名	【地域介護予防活動支援事業】地域づくりサロン運営費（なんぼろカフェサロン）補助金		
目的	地域の自主グループが開催運営する高齢者が気軽に集まることのできる地域づくりサロンの活動に要する経費に対して補助することで、高齢者の生きがいつくりと介護予防を図るとともに、社会的孤立感の解消や地域での支え合い体制を推進する。		
対象	65歳以上の方		
令和7年度 実績			
交付対象	目的の活動を実施しようとするグループ		
場所	地域の会館、公共施設等		
内容	補助金の交付 運営費～7ヶ所（シルバー、夕張太、北町、15区、西町、8区、スマイル）		
意見交換会	令和7年12月23日 カフェサロンボランティアスタッフ19人 【カラダを動かすとココロが整うしくみ】 講師：ヨガインストラクター 山本 沙奈絵 氏 令和8年3月13日 カフェサロンボランティアスタッフ17名 【いつまでもおいしく食べ続けるための健口づくり】 講師：老人保健施設 ゆう 言語聴覚士 宮森 南奈 氏 今年度2回ボランティアスタッフ同士の学習意見交換会を実施。設立から10年を迎えるカフェサロンや近年続く物価高騰による物品の値上がりによる運営の状況について意見交換がされた。また各サロンのボランティアスタッフによる創意工夫された取り組みが紹介され、参加者を増やしている。		
各サロン運営実績	①ゆい（シルバー） 平成27年6月立上 全24回 延べ人数 324人 ②桜（夕張太） 平成27年10月立上 全22回 延べ人数 314人 ③ひまわり（北町） 平成28年7月立上 全19回 延べ人数 236人 ④寿（15区） 平成29年3月立上 全20回 延べ人数 245人 ⑤西町 平成29年3月立上 全24回 延べ人数 248人 ⑥鶴城 平成30年12月立上 全10回 延べ人数 296人 ⑦スマイル（14区） 令和2年7月立上 全22回 延べ人数 343人 （合 計 全141回 延べ人数2,006人） ※みどり（緑町） 平成29年4月立上、令和2年度末解散		
評価	現在7か所が開設している。地域性を活かした活動を継続し、地域の集いの場としての認知度は高まっていますが、物価高騰による運営の難しさも意見として聞かれ、赤い羽根共同募金による助成金給付を実施。今後の課題としては、未開設地域への働きかけや周知活動の促進が必要であるとする。		
令和8年度 計画			
内容	令和2年度より社会福祉協議会へ事業を委託。令和8年度より運営補助金を増額し、各サロンの運営活動の意欲を高めていく。また、各地域への周知活動を強化し、気軽に参加できる集いの場として町民への周知を図っていく。また継続的な学習意見交流会を実施し、今後も地域との連携の中でカフェサロンの役割や効果を周知し、研修会を定期的開催する。		

2. 介護予防・生活支援サービス事業

■介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）
平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、従来の訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）を介護予防・生活支援サービス事業として実施した。地域の実情に応じて住民等多様な主体が参画し多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合い体制づくりを推進していく。

事業名	介護予防・生活支援サービス事業		
目的	地域の実情に応じて、住民等多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行う。		
対象	要支援認定の方・チェックリスト実施対象の方		
令和7年度 実績			
内容	予防給付の訪問介護・通所介護の既存サービスに加え、住民主体による訪問型サービスを展開し、要支援者や事業対象者に清掃、洗濯等の日常生活支援を提供。		
実績	登録事業者数	6事業所（うち町内 2事業所）	
	利用者実人数	22人（うちチェックリスト実施対象者 0人）	
評価	利用実績が数年ない事業者については指定期限とともに終了となっている。利用者数は減っているが、利用者の重度化を防ぎ自立を目指すためには必要なサービスのため今後も支援を継続していく。		
令和8年度 計画			
内容	介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実 ※高齢者事業団へ委託する住民主体の訪問型サービスの実施、支援 ※新たな多様なサービス実施への検討		

3. 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援を実施する。

<包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）>

事業名	
家庭訪問	
対象	
65歳以上の方	
令和7年度 実績	
内 容	家庭を訪問し健康や生活に関する相談・指導を行う。介護予防給付にかかる支援を行う。後期高齢者の健康状態不明な者や生活習慣病等の重症化予防対象者へ訪問し、相談や指導を行う。
実 績	753件（新474件、再279件） （内訳） 保 健 師 ～ 420件（新203件、再217件） 管 理 栄 養 士 ～ 118件（新108件、再 10件） 認 定 調 査 員 ・ 介 護 支 援 専 門 員 ～ 206件（新154件、再 52件） 看 護 師 ～ 9件（新 9件、再 0件）
評 価	新規で支援を必要とする方の訪問や認知症に伴う支援の訪問など、何度も訪問して調整が必要なケースが増えてきている。健康状態不明な方や生活習慣病等の重症化予防対象者への訪問も継続し実施し、必要な支援につないでいる。
令和8年度 計画	
内 容	訪問により、要介護認定を受け必要なサービス利用に至っていない方の支援や支援困難事例など介護支援専門員の後方支援としての訪問活動を行う。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取り組みのハイリスクアプローチとしての訪問活動（アウトリーチ）を、KDBデータを利用し、生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導、健康状態が不明な高齢者の実態把握、必要なサービスへの接続等の支援を行う。

事業名	
総合相談窓口	
対象	
65歳以上の方やその家族等	
令和7年度 実績	
場 所	あいくる内地域包括支援センター
内 容	サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（様々なサービス等の利用へのつなぎ）を実施する。
実 績	電話相談414件、来所相談195件、その他9件
評 価	ご家族からの相談が一番多く、在宅介護に係る相談や介護申請、認知症についての相談が多くあった。ケアマネジャーや医療機関からの相談も年々増えており、サービスや家族間の調整等が必要なケースが今後も増えていくことが予測される。
令和8年度 計画	
内 容	サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（様々なサービス等の利用へのつなぎ）を実施する。また、民生委員児童委員、人権擁護委員、老人クラブ会長を在宅高齢者相談協力員として委嘱し、地域で広く高齢者の相談に応じる体制を整備し、連携を図る。

事業名	高齢者虐待防止ネットワーク事業
根拠・通知	介護保険法、高齢者虐待防止法
目的	高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保する。
令和7年度 実績	
内容	虐待防止ネットワーク事業実施要綱に基づき、高齢者虐待の正しい理解の普及に努めると共に、通報・相談があった時は迅速に連携を図り対応していく。
実績	高齢者虐待対応件数～2件 町内関係者及び町民へ的高齢者虐待防止周知・普及
評価	今年度は警察からの虐待通報が2件あった。事実確認を行い、すでに分離している事例、家族関係等の支援を行った事例など、早期に対応を図った。高齢者虐待の予防や早期発見について、日頃より周知を継続していき、通報があった際には、迅速に対応できるよう努める。
令和8年度 計画	
内容	関係機関との連携を密にすることで今後も迅速な対応に努める。

事業名	地域包括ケア推進会議
目的	住み慣れた地域で自分らしく生活できるために、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進するために開催する。
令和7年度 実績	
日程	令和7年8月1日、令和8年2月25日 2回実施
場所	あいくる
内容	高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で、自分らしく生活できるため、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するため、年2回会議を開催する。また、この会議体は、地域包括支援センター業務に関する評価の場であり、南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議と南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会も兼ねて行う。
会議委員	15人
評価	地域包括ケアシステムの推進に係る地域包括支援センター事業、地域支援事業、地域密着型サービス事業を協議し、併せて高齢者虐待防止ネットワーク会議及び認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催した。この会議において、介護保険関係者や人権擁護委員、区長会会長、社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、ボランティア団体代表、生活支援コーディネーターといった地域に関わりのある方の意見を反映できるよう努めている。
令和8年度 計画	
内容	高齢者の実態把握や地域課題を把握するため、地域の関係機関等との連携を高め、地域に必要な取組などを明らかにするなど、適切な支援体制に関する検討を行っていく。

事業名	地域包括ケア個別会議
対象	支援困難高齢者（支援者が困難と感じている高齢者、支援が必要だがサービスにつな がっていない高齢者、権利擁護が必要な高齢者、地域課題に関する課題を抱えた高齢 者）
令和7年度 実績	
①地域ケア個別会議の実施	
内 容	支援困難高齢者に対して課題を解決するため、地域や多職種の協働により個別の支援内 容の検討を行う。
会議ケース	1件
出席者	8人（病院、障がい担当職員、健康づくり担当職員、地域包括支援センター）
主な課題	医学的な介入だけでは解決に結び付かないケースに対し、情報共有をするとともに、 多方面からの支援の在り方を検討した。
評価	各部門で持っている情報を共有し、共通認識した上で、支援が切れないう継続した 支援について検討することができた。今後も必要時には情報共有の場を設け、健康でそ の人らしい生活が送れるよう、支援をしていく。
②自立支援型地域ケア個別会議の実施	
内 容	多職種での検討による自立支援に向けたケアマネジメントの支援を行う。
会議ケース	3件（内、2件はスーパーバイザーによる助言あり）
出席者	42人
主な検討	3件中1件は独居、1件は夫婦、1件は家族と同居という事例であった。その人らし さについて考え、ご自宅でその人らしく自立して生活するための手段について検討して いった。
評価	町内の専門職に助言者として事例ごとに専門職ごとのアドバイスをもらい、事例を深 めることができた。
令和8年度 計画	
内 容	さまざまな課題を抱えて生活する支援困難事例が増えており、会議を通じた地域の資源 の利活用や他職種の協働により、自立した日常生活を営めるよう支援を行う。本会議の 機能を発揮することおよび町全体の介護予防ケアマネジメントの質の向上を目指して自立 支援型地域ケア会議を実施していく。

＜包括的支援事業（社会保障充実分）＞

事業名	在宅医療・介護連携推進事業
目的	高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
令和7年度 実績	
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進及び関係者間での連携の推進	
①保健福祉医療サービス調整推進会議	
内 容	個別ケースに関しての情報交換や支援内容を確認している。介護サービスのみならず、介護予防事業、高齢者福祉サービス、健康づくり事業や地域の活動情報の提供を行っている。
実 績	月1回定期開催で、12回実施 参加者数 延べ193人（同日開催の自立支援型地域ケア個別会議出席者を含む） ケース数 延べ140件 参集者 居宅介護支援事業所介護支援専門員、介護保険事業所スタッフ、町内医療機関スタッフ等
医療・介護関係者の研修	
①在宅医療・介護連携推進事業	
ICTを活用した医療・介護の情報共有について考える～バイタルリンクの実際～	
令和7年9月2日（火） 23名参加	
評 価	内容：医療・介護関係者が、バイタルリンクの活用の実際を知ることにより、より効果的にバイタルリンクを活用した情報連携を推進し、地域包括ケアシステムの充実を目指す。
	定例で町内の介護・医療・福祉関係者が集い、顔がわかる関係性が構築できていることで、個別支援を一体的に行うことができる医療介護の連携が深まっている。研修では連携を効果的に効率的に行えるICTの一つであるバイタルリンクについて、日常の連携に用いている各職種より講話を聞けて参考になった。
令和8年度 計画	
内 容	①連携会議の定例実施 保健福祉医療サービス調整推進会議
	②医療・介護連携を推進するために、関係者向けの研修会を開催する

事業名	生活支援体制整備事業
目的	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
令和7年度 実績	
内容	①生活支援コーディネーターによる生活支援活動 老人会やカフェサロンはじめ、高齢者が集う介護予防事業や社会福祉協議会の行事、町内で活動する団体に積極的に参加し、地域支援ニーズの把握やネットワークの構築に努めている。研修参加や先駆的に活動している他市町村のコーディネーターとも連携し活動を行っている。 ●ゴミ出しで困っている方への支援 ゴミステーションまで運ぶのが大変な方がいるという地域のニーズに対し、地域にいるボランティアとつなぐことで、ボランティアポイント事業と合わせてゴミ出し支援をおこなった。市街地区 15件実施（新規 8件 年度内に支援終了 5件） ●生活の中で困っている方への支援 高齢者単身世帯や夫婦世帯等より生活のちょっとした困りごとに対し、地域にいるボランティアとつなぐコーディネートの実証実験を実施。 実績 高齢者夫婦世帯（灯油運び1件 買い物代行1件※依頼主入院となり未実施） ②協議体の設置 生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、情報共有、連携及び協働による体制整備の推進を行う。
評価	町内で活動するボランティア団体やカフェサロンのスタッフなどから現状や課題を聞き取り、運動教室の運営補助や多世代交流イベントを開催。また高齢者等への生活支援としてゴミ出し支援ボランティアを新規8件コーディネート。更に町内の福祉専門職等より生活課題を抽出し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことができている。
令和8年度 計画	
内容	令和2年度より社会福祉協議会へ事業を委託。引続き連携を図り住民の活動の場に赴き、住民とともに地域づくりを念頭に置いた活動の推進を図っていく。令和8年度は、地域福祉実践計画に基づき、生活課題に対する担い手の育成として生活支援ボランティア事業の実施を進める。またみんなのちいき食堂開催によるシニア世代の役割の創出や多世代間交流の場を確保する。

事業名	【認知症総合支援事業】認知症初期集中支援推進事業
目的	認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、効果的な支援が行われる体制を構築する。
令和7年度 実績	
内容	認知症初期集中支援チーム 事業対象者：0件 認知症が疑われ、介護・医療サービスを受けていない、または中断している方。サービスを受けているが症状が顕著で対応に苦慮している方。 チーム員：認知症サポート医、保健師2人、介護福祉士1人 チーム員会議：0回開催（対象者がいなかったため開催なし） 認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催 2回 ※地域包括ケア推進会議と同時開催
評価	今年度はチームとして関わる対象者がいなかった。必要な方がいた際には、すぐに対応できるよう今後も体制を整えておく。
令和8年度 計画	
内容	認知症初期集中支援チームでの支援（町立病院医師との連携をとっていく） チーム員会議 年6回開催予定 認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催 年2回

事業名	【認知症総合支援事業】認知症地域支援・ケア向上事業
目的	認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、効果的な支援が行われる体制を構築する。
令和7年度 実績	
実績	認知症地域支援推進員の配置：社会福祉士1名、保健師2名、介護福祉士1名 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務を行った。認知症地域支援推進員として現任1名（保健師）が研修を受講し推進員としての役割や活動について学びを深めた。 ●認知症カフェ～なんぼろカフェサロン7カ所を認知症カフェとしている。 認知症があっても元から参加していたり、認知症になってもそのまま継続して参加することができ、地域の中で認知症のあるなしにかかわらず、参加できる場となっている。 ●チームオレンジ（R5年3月より）～カフェサロンスタッフと認知症支援推進員で、 ●チームオレンジ（R5年3月より）～チームオレンジとして実践している。 ●普及啓発 ・令和7年9月 アルツハイマーデー、世界アルツハイマー月間に合わせ実施。 ・広報9月号への掲載 ・パネル展実施（あいくる） ・ぼろろ図書室での認知症本コーナー設置 ・『認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）』の周知 ・認知症サポーター養成講座の周知
令和8年度 計画	
内容	地域の実態に応じた認知症施策の推進にむけ研修等参加し学びを深める。また、医療機関や介護サービス等地域の支援機関との連携を図り、認知症の方やその家族を支援していく。 認知症についての理解を普及していくことを目的に普及啓発に向けて具体的に検討、実践していく。

高齢者福祉事業

<高齢者在宅支援事業>

事業名	あんしんキット見守り事業
根拠・通知	事業実施要領（町単独）
目的	かかりつけ医や服薬の内容、緊急連絡先を記入し容器に入れ冷蔵庫に保管することにより、緊急時、本人が話せない状態であっても救急隊員、医療従事者等に必要な情報伝達と迅速な対応を図り、人命の安全を確保する。
対象	65歳以上の単身世帯、高齢者夫婦世帯、その他世帯（高齢者のみの世帯等） ※転入された世帯やこれまでの未設置世帯（70歳・75歳到達者）
令和7年度 実績	
内容	訪問により「あんしんキット」を配布する。
配布	保健福祉課職員、民生委員
配布状況	配布者数 37人／用紙回収 36人 【内 訳】 単身：8人、夫婦・その他：29人 ※令和7度末実績 設置数 975人／用紙回収 802人 ※75歳以上の設置 人口1,515人中、設置者数 820人（54.1%）
情報更新 評価	広報により、情報更新を促すとともに、日々の活動の中で確認をする。 新規配布については、民生委員を中心に配布を行い、民生委員と地域の高齢者との顔つなぎにもなっている。 あんしんキットは主に救急時の連携に使用されているが、広報等で情報用紙の確認を促しているものの内容の更新が行われていないことが懸念されるため、令和2年以前から更新がされていない一人暮らし世帯を対象に民生委員にご協力をいただいた。
令和8年度 計画	
内容	今年度より訪問による新規勧奨者を単身世帯70歳以上、75歳以上の方で構成される世帯とし「あんしんキット」を配布する。また80歳以上の方で以前、配布を希望しなかった方に再勧奨を行う。 情報用紙の更新は、令和3年度以前から更新が行われていない方を中心に実施する。ケアマネジャーが担当している方は居宅介護支援事業所に協力を得る。
事業名	福祉用具相談・福祉用具レンタル事業
根拠・通知	なし（町単独）
対象	介護保険適用外の高齢者、又は要介護認定者で一時的な退院等で福祉用具を必要とする者
令和7年度 実績	
内容	退院に向けての在宅生活への移行のための外泊期間中に自立を支援するための福祉用具一時的な貸し出しを実施する。
実績	18件 ポータブルトイレ（7件）、シャワーチェア（6件）、バスグリップ（3件）、浴槽台（1件）、4点杖（1件）
評価	介護認定が出るまでの期間に一時的に福祉用具を利用し、認定後介護保険給付による貸与に切り替える利用者が増えている。
令和8年度 計画	
内容	介護給付が始まる前の方や介護保険サービスで対応できない方等へ必要時貸出しを行い、安全な環境づくりに努める。

事業名	緊急通報装置設置事業
根拠・通知	事業実施要綱（町単独） ※ふるさと応援寄付金活用事業
対象	①75歳以上の1人暮らしの方 ②概ね65歳以上の1人暮らしの方で、健康状態、身体状況又は日常生活動作に支障がある方 ③65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯で、次のいずれかに該当する方がいる世帯（ア 重度障がい者 イ 要介護3以上の認定者）
令和7年度 実績	
内容	緊急通報装置（端末機、ペンダント式発信機）の無償貸与 （★利用者負担：発信に係る通話料）
実績	■設置件数 68件（令和6年度：74件） 【内訳】①シルバーハウジング 18件 ②一般住宅 50件（新規設置2件） ■撤去件数 6件（施設入所3、死亡1、その他2）（シルバー空き2） ■緊急通報センター装置の更新実施
評価	昨年より設置件数は減少しているが、今後も必要な方は増えていくものと思われる。
令和8年度 計画	
内容	引き続き設置が必要な高齢者へ事業の内容を説明し設置を勧め、安心した住まいを提供できる環境づくりに努める。

事業名	除雪サービス事業
根拠・通知	事業実施要綱（町単独） ※ふるさと応援寄付金活用事業
対象	疾病、身体障がい等により除雪作業が困難な70歳以上の高齢者のみの世帯、又は身体障害者手帳の交付を受けた者のみの世帯
令和7年度 実績	
内容	①公道から住宅まで（おおむね距離10m、幅1.2m程度）の除雪 （※人力、又は除雪機による除雪） ②公道除雪が終えた後の自宅間口に残る雪の除雪（※除雪作業車による除雪） 利用料金1シーズン 4,000円～6,000円 （公道除雪期間：12月1日～3月31日）
実績	①申請件数 84件（新規利用者：12件 / 継続利用者：72件） ②利用決定 84件のうち 除雪①32件 / 除雪②52件（うち農業法人7件） ※令和6年度利用決定者数：84件
評価	利用件数は、昨年と横ばいであるが、事業のニーズは高く、継続して利用できる体制が必要である。
令和8年度 計画	
内容	農家地区の作業事業者が少ないことが課題となっている。今後の方針について検討を行う。

事業名	高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業
根拠・通知	事業実施要綱（町単独） ※ふるさと応援寄付金活用事業
対象	町内に住所を有し、一戸建て住宅（借家を含む。）に居住する世帯全員の町民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②障がい者が属する世帯（身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級と判定された者） ③ひとり親世帯（18歳以下の子とで構成する世帯）
令和7年度 実績	
内容	1回の雪下ろしに要した費用の3分の2の額に対し、3万円を上限とし、助成対象期間（1～3月）に2回まで助成する。
実績 評価	登録者 14、助成件数 4件 ※令和6年度：登録者 10件、助成件数 4件 降雪量によって助成件数の増減に影響があるが、昨年度と比較して概ね横ばいである
令和8年度 計画	
内容	高齢者の安全な住まいの確保に向けて、住民に周知し事業を行っていく。

事業名	【新規】高齢者安否確認システム運用事業（マゴコロボタン） 令和7年度より開始
根拠・通知	事業実施要綱（町単独）
目的	ひとり暮らし高齢者の生活不安の解消、生命の安全と福祉の増進を図る。
対象	在宅で生活する75歳以上のひとり暮らしの者
令和7年度 実績	
内容	①周知 広報、ホームページ、老人会、カフェサロン等にて周知 対象者に個別郵送による案内送付（対象者226名） ②実演説明会 令和7年7月24日、25日 MIKAWAYA21株式会社より、実際に物品を用いて説明 参加者 61名 ③設置、運用開始 令和7年9月16日より順次設置。 設置翌日より、平日の安否確認開始。押下ない方へ確認を実施。
実績 評価	■申請者 47名 ■設置者 43名 ■取り下げ者 4名（趣旨違う、認知機能低下、家族同居、死亡） 今年度新事業であり、イメージがつかない方も多かったが、実演説明会を行うことにより、実際を知ることができ、申請する方、まだいらないと判断する方など意思決定をすることができた。実際に取り付けた方からは、「安心する」「家族からも連絡があった」など、より安心感を持って生活できる機会となったと考える。
令和8年度 計画	
内容	設置者の安否確認を実施 今年度75歳になるひとり暮らしの方への案内送付 申請者への「マゴコロボタン」の設置

令和8年度高齢者包括係保健師地区分担表

(令和8年4月1日現在)

担当者名	担当区	世帯数	人口			65歳以上 高齢者数	高齢化率	老人会 加入率	老人会名
			男	女	合計				
紺野	三重	72	73	85	158	75	47.47%	31.40%	親交会 交友会(休会R2.4.1)
	青葉	92	105	107	212	101	47.64%	31.53%	親和会・長生会・ 湊泉会(休会R7.4.1)
	6区全体	282	164	273	437	148			
	6区	230	144	241	385	132	34.29%	22.52%	六友会
	みどり苑	12	1	11	12	12			
	めぐみ学園	40	19	21	40	4			
	7区	41	41	50	91	37	40.66%		福寿会(休会H30.4.1)
	8区	86	94	105	199	96	48.24%	57.39%	歳鶴会
	9区	53	65	53	118	45	38.14%	81.82%	晩盛会
	10区	59	70	72	142	61	42.96%	61.64%	翠和会
	11区	102	101	107	208	114	54.81%	38.17%	喜楽会
	稲穂	194	174	204	378	167	44.18%	16.34%	稲穂新生会
	12区	64	72	72	144	81	56.25%		老盛会(休会H31.1.1)
	13区	34	40	49	89	39	43.82%		柳盛会(休会R2.4.1)
	14区	208	133	180	313	161	51.44%	16.48%	健老会
	15区	230	192	216	408	186	45.59%	37.04%	緑南会
	中樹林	50	50	49	99	46	46.46%	78.57%	喜寿会
	西町	584	559	611	1,170	441	37.69%	5.03%	西町みどり会
	北町	523	478	502	980	436	44.49%	2.89%	北町そよ風会
	中央	55	45	47	92	29	31.52%		老人会なし
	緑町	528	550	558	1,108	363	32.76%	4.21%	緑町大地の会
	東町	435	612	573	1,185	119	10.04%		東寿会(休会R8.4.1)
	美園	214	373	347	720	22	3.06%		老人会なし
総計		3,906	3,991	4,260	8,251	2,767	33.54%	15.23%	
令和7年4月1日		3,810	3,874	4,162	8,036	2,701	33.61%	19.73%	
令和6年4月1日		3,719	3,765	4,073	7,838	2,701	34.46%		
令和5年4月1日		3,595	3,647	3,963	7,610	2,645	34.76%		
令和4年4月1日		3,477	3,518	3,848	7,366	2,589	35.15%		
令和3年4月1日		3,486	3,530	3,886	7,416	2,569	34.64%		
令和2年4月1日		3,457	3,542	3,922	7,464	2,542	34.06%		
平成31年4月1日		3,457	3,569	3,969	7,538	2,505	33.23%		
平成30年4月1日		3,446	3,607	4,022	7,629	2,452	32.14%		
平成29年4月1日		3,421	3,669	4,068	7,737	2,388	30.86%		
平成28年4月1日		3,451	3,746	4,145	7,891	2,353	29.82%		
平成27年4月1日		3,449	3,831	4,220	8,051	2,244	27.87%		

※4月1日現在の老人会加入者(60歳以上)を対象として加入率を算出。

地域密着型介護サービス事業所・居宅介護支援事業所について

1 事業所指導について

① 運営指導

運営指導とは、介護保険法及び南幌町指定介護保険事業者等指導及び監査実施要綱の規定に基づき、町職員が指定権限のある介護事業所へ出向き、適正な事業運営（適正なケアマネジメントの推進と法令順守の徹底など）が行われているか定期的に確認するものです。

国では原則として指定期間内（6年）に1回実施することが望ましいとしていますが、本町では各施設2年に1回の割合で実施していました。しかし、事業所等の負担を考え、令和5年度より3年に1回実施しています。

現在、町が指定権限をもっている介護サービス事業所は7つとなっています。

【開催実績】

令和7年度 グループホームみどり野の郷、グループホーム福音の家、
居宅介護支援事業所アザレア

【開催予定】

令和8年度 グループホーム鶴城の郷、デイサービスセンターみどり野

② 集団指導

実地指導が個別で行なわれるのに対し、対象となる事業者を一定の場所に集めて行なう指導を集団指導といいます。

【実施日】 令和8年3月23日（月） 15時00分～16時00分

【対象施設】 地域密着型サービス事業所（5事業） 6名

【主な内容】（1）処遇改善加算への取組について

（2）高齢者虐待防止・身体拘束廃止について

（3）非常災害対策について

2 各事業所の運営推進会議の実施状況について

運営推進会議とは、利用者、町職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を地域に公表することで、サービスの質を確保することを目的として実施されています。

開催頻度は、おおむねグループホームは2か月に1回、通所介護では半年に1回とされており、各施設における報告事項や協議などを行っています。

事業所名	実施年月日
みどり野の郷	令和7年4月17日、6月26日、8月28日、10月23日、12月25日 令和8年2月26日

事業所名	実施年月日
福 音 の 家	令和7年6月25日、7月31日、9月30日、令和8年1月29日、 2月26日、3月30日
鶴 城 の 郷	令和7年4月21日、6月23日、8月20日、10月20日、12月19日 令和8年2月20日
な か ま	令和7年5月23日、7月25日、9月26日、11月28日 令和8年1月23日、3月27日
DSみどり野	令和7年7月31日、令和8年1月22日

3 グループホーム連絡会議について

認知症ケアなどにおける介護の実践報告を通して、ケアの質の向上を図るとともに介護従業者の情報交換の場として年2回実施。

【開催日及び内容】

令和7年5月20日 施設見学（鶴城の郷）、年間行事予定についての情報交換

4 事業所指定更新状況について

■指定更新時期（指定更新は6年ごと）

事業所名	指定年月日	期間満了日	事業所の状況
グループホーム みどり野の郷	令和6年 12月19日	令和12年 12月18日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム 福音の家	令和2年 9月1日	令和8年 8月31日	
グループホーム 鶴城の郷	令和3年 9月30日	令和9年 9月29日	
グループホーム な か ま	令和3年 11月28日	令和9年 11月27日	
デイサービスセンター みどり野	令和5年 8月31日	令和11年 8月30日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
居宅介護支援事業所 アザレア	令和8年 4月1日	令和14年 3月31日	居宅介護支援事業所
南幌みどり苑 居宅介護支援事業所	令和8年 4月1日	令和14年 3月31日	居宅介護支援事業所

令和7年度更新 居宅介護支援事業所アザレア、南幌みどり苑居宅介護支援事業所

令和8年度更新予定 グループホーム福音の家

令和8年度 介護サービス事業所指定更新

1 対象事業所 グループホーム福音の家

2 指定期間満了日 令和8年8月31日

3 更新スケジュール

(1) 申請書等提出依頼 令和8年5月27日
事業所へ指定更新案内及び申請書等の提出依頼通知

(2) 指定更新可否の審議 令和8年7月29日

(3) 事業所へ指定更新決定通知書の送付 令和8年8月中

4 指定更新について

南幌町指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則に基づき、必要書類の提出を求め確認を行いました。書類審査の結果、特に指定更新の支障となる事項は認められなかったことを報告します。

地域密着型サービス事業者の指定更新に係る施設確認結果

介護保険法第78条の12及び第115条の21、南幌町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則により、当該事業者において、指定有効期間が令和8年8月31日で満了となるため指定更新の手続を行う。

本会議において審議の結果、承認を得られた場合、指定有効期間は令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間となる。

1 指定更新事業所の概要

① 申請者名	有限会社 福音の家
② 事業所名	有限会社 福音の家 グループホーム 福音の家
③ 所在地	南幌町元町4丁目3番14号
④ サービス種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
⑤ 利用定員	1ユニット 9人
⑥ 構造	木造2階建
⑦ 延べ床面積	356.57㎡
⑧ 居室面積	16.2㎡：1室、10.05㎡：1室、9.72㎡：2室 8.76㎡：1室、8.75㎡：4室、8.56㎡：1室
⑨ 初回指定年月日	平成12年9月1日
⑩ 現指定更新有効期間	令和2年9月1日～令和8年8月31日

2 書類審査の結果

- ① 「南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例」
「南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例」に基づき審査する。

項目	内容	適・否
従業者の員数 (介護 第45条) (介護予防第44条)	(1) 介護従業者は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に常勤換算法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上配置されているか。	適
項目	内容	適・否
	(2) 上記の介護従業者のうち一人以上は、常勤であるか。	適

	(3) 介護従業者は、夜勤及び深夜の時間帯を通じて1人以上配置されているか。	適
	(4) 計画作成担当者を配置しているか。また、厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修等）を修了しているか。平成17年8月受講済み。	適
	(5) 計画作成担当者のうち1人以上の者は、介護支援専門員の資格を有しているか。	適
管理者 (介護 第46条) (介護予防第45条)	(1) 専らその職務に従事する常勤の管理者を配置しているか。（当該事業所の他の職務との兼務も可）	適
	(2) 管理者は、認知症である者の介護に従事した経験が3年以上あるか。また、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修等）を修了しているか。平成27年6月受講	適
設 備 (介護 第48条) (介護予防第47条)	(1) 入居定員は、5人以上9人以下か	適
	(2) 居間、食堂、台所、浴室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しているか。	適
	(3) 一室の居室面積が7.43平方メートル以上か	適
運営規程 (介護 第58条) (介護予防第54条)	(1) 運営規程には、重要事項が定められているか。	適
苦情処理 (介護 第67条) (介護予防第63条)	(1) 苦情に迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、対応手順及び記録簿の整備等、必要な措置を講じているか。	適

② 「その他」の適否

内 容	適・否
(1) 申請者の登記事項証明書又は条例等	適
(2) 協力医療機関等との契約内容	適
(3) 介護保険施設、病院等との連携体制、及び支援体制の概要	適
(4) 申請者が介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号（指定の欠格条項）の規定に該当しない旨の誓約書及び役員名簿	適

③「南幌町指定介護保険事業者等運営指導及び監査実施要綱」に基づく「現況報告書」の適否

※上記①②以外の内容を抜粋

内 容	適・否
(1) 苦情の状況	適
(2) 事故の発生状況	適
(3) 預り金の出納管理の状況	適
(4) 防火管理責任者等の状況（避難訓練含む）	適
(5) 介護サービスの質の評価（自己評価）の実施状況	適
(6) 職員研修の実施状況	適

3 現地確認の結果

指定に必要な、居間、食堂、台所、浴室の場所については図面や現地で確認済。
また、居室については、基準である7.43平方メートル以上が確保されている。

防火設備、その他の非常災害に際し、災害用備蓄品の整備もされており、適正に整備されている。

4 確 認 結 果

書類審査及び現地確認の結果、特に指定更新の支障となるような事項は認められなかった。

令和8年度 南幌町地域包括支援センター運営方針

I 運営方針策定の趣旨

この「南幌町地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考えや理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、南幌町とセンターとの役割分担及び連携方針を明確にすることにより、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

南幌町は、第9期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）の基本理念である「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を最期まで送ることができるまち」の実現に向けて、令和22年（2040年）を念頭に地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの段階的な構築を目指すため、中心的役割を果たす機関としてセンターを設置します。

センターの設置責任主体は南幌町であることから、南幌町はセンターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する必要があります。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取り組み方針について、南幌町の各部局とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努めます。

南幌町が設置する南幌町地域包括ケア推進会議は、センター運営協議会の役割を果たしセンターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、南幌町の適切な意思決定に関与し、もって、適切・公正・中立なセンター運営を確保します。

III 基本方針

地域包括ケア体制の構築にはさまざまな機関が関わっているが、センターは、南幌町の包括的支援事業を担う機関であることを常に意識して、以下の事業を効果的に駆使し、業務を行います。

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤認知症施策推進業務
- ⑥在宅医療・介護連携業務
- ⑦地域ケア会議

IV 重点取組項目

基本方針に基づき、センターが令和8年度に重点的に取り組む事項を次の項目とします。

1 地域ケア会議を通じた地域づくり

地域ケア会議等を通じて多職種と地域の支援者における地域のネットワーク強化を図ります。

また、地域ケア会議や総合相談業務等で発見された地域課題について生活支援コーディネーターと情報共有し住民主体の地域づくりに努めます。

2 認知症の人やその家族への支援

認知症に対する正しい理解が地域社会に広がり、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることが出来るよう、地域の中で支え、見守る体制づくりを進めていきます。

また、かかりつけ医や関係機関等との連携を図りながら、認知症の人や家族の身近な相談窓口として認知症の人や家族を支援します。

3 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることが出来るよう、高齢者虐待防止対策や権利擁護に関する取り組みを推進します。

V 各事業の運営方針

1 総合相談支援業務

(1) 総合相談支援の実施

高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、職員が情報を共有し、総合的に対応できる体制とします。

具体的には寄せられた多様な相談の内容や実態把握をもとに、専門性、継続性、または緊急性があるかどうかの判断を行い、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供や関係機関への紹介などにより、自ら解決できるように支援を行います。

また、継続的、専門的な相談が必要な場合は支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぐなど継続的な支援を行います。

(2) ネットワークの構築

地域の関係者と信頼の置ける関係を作り、情報・相談が寄せられやすい、身近なセンターの運営に努めます。支援を必要とする高齢者を早期に見出し、適切な支援につなぐとともに、継続的な見守りや更なる問題の発生防止に努めます。

2 権利擁護業務

(1) 高齢者虐待の相談対応

ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関などの関係者または民生委員児童委員などの地域の関係者などからのさまざまな相談の中から、高齢者の権利侵害を見落とさないよう、情報を共有し、早期発見に努めます。

また、虐待事例については、速やかに南幌町に通報し、その現状から深刻な事態に陥らないよう問題解決を図ります。

(2) 高齢者虐待の防止・啓発

地域において民生委員児童委員等、関係者に対し相談窓口の周知のための啓発活動を行います。

また、高齢者虐待防止のための啓発を南幌町と連携して行います。

(3) 高齢者の権利擁護にかかる制度の周知と利用支援

認知症の人や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加など、自分では権利を守ることの困難な高齢者が、成年後見制度などを積極的に活用できるよう支援します。

(4) 消費者被害の防止

関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援します。

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) ケアマネジャーに対する支援

ケアマネジャーの日常業務の実施に関して、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

また、ケアマネジャーが受け持っている支援困難事例について、ケアマネジャーが問題解決に対処できるよう、多面的な後方支援を行います。

(2) ケアマネジャー同士のネットワークづくり

ケアマネジャー同士のつながりを構築することで、ケアマネジャーがやりがいを感じて仕事を続けていくことができるよう支援を行います。

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

対象者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、対象者の意欲を引き出し、自主的に取り組みを行えるように支援します。

また、ケアマネジメント実施については、積極的に地域の様々な社会資源を活用し、対象者が地域において、生きがいや役割を持ち、活動性が高められるよう努めます。

なお、居宅介護支援事業所に委託している要支援認定者等のケアマネジメントについては、ケアマネジャーからの報告・相談を受けながら、ケアマネジャーの作成したプランを元にサービス担当者会議等で自立支援を促すプランの共有を行っていきます。

5 認知症施策推進業務

センターを中心に南幌町と連携し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、次の事業並びに生活支援コーディネーターとともに住民主体の地域づくりの活動を行います。

(1) 認知症の正しい理解に関する普及啓発

地域住民や関係機関等が認知症の人やその家族を地域の中で支え、関係機関との見守り体

制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及を行います。

また、認知症キャラバン・メイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を活用した取り組みを行います。

(2) 認知症の人やその家族への支援

認知症の進行状況に合わせ、適切なサービスが提供できるよう南幌町の作成する認知症ケアパスを用いて支援を図ります。

また、センターの相談窓口の周知を行い、相談に対しては迅速に必要な支援を行います。

今年度は、地域の中での支援充実を図るため、南幌町・社会福祉協議会・地域で活動する民生委員やボランティアと連携を図りチームオレンジとして認知症カフェでの取り組みを検討していきます。

(3) 認知症初期集中支援チーム員活動

認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するため、南幌町が設置する認知症初期集中支援チームのチーム員として活動します。かかりつけ医や関係機関とのネットワークの構築のための取り組みを行います。

6 在宅医療・介護連携業務

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、町民への意識の醸成や、医療機関と介護事業所等の関係者との連携強化に協力します。

また、多職種による情報交換会や研修会に参加し、高齢者が人生の最後まで住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護連携における問題解決のための連携に努めます。

7 地域ケア会議

今後、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症の人など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護そして地域が連携して高齢者を支援していく地域包括ケアシステムの深化・推進が重要であり、その実現に向けての方法として地域ケア会議を進めていきます。

(1) 地域ケア個別会議の開催

個別事例の検討を通して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、専門職や地域の支援者が協力して個別課題解決に向けた協議をする場として個別地域ケア会議を開催します。

支援困難ケース等の支援内容を検討する地域ケア個別会議と、自立支援に資するケアマネジメントの検討を行う自立支援型地域ケア個別会議との実施により、自立支援・重度化防止に向けた機能拡充を図ります。

(2) 地域包括ケア推進会議への報告

個別地域ケア会議を通じて把握された地域課題について、地域包括ケア推進会議にて報告を行います。また、明らかになった地域課題に対し、これを解決するための政策を南幌町に提言を行います。

VI 個人情報の保護と公正・公平、中立性の確保

(1) 個人情報の保護とプライバシーの確保

センターの職員は、介護保険法第115条の4第8項の規定により、正当な理由なく、その業務に関して知りえた秘密を洩らしません。

相談支援に必要な個人情報については、町が管理する健康管理システムにより管理します。センターの高齢者等の情報はパスワードによって管理するとともに、台帳類は鍵のかかるロッカーに保管し、センター職員以外が取り扱うことはできません。

個人情報並びにシステムの取り扱いにあたっては、南幌町個人情報保護法施行条例（令和5年3月15日条例第4号）を遵守します。

安心して相談ができるよう可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族等のプライバシーを守るための配慮をする。

(2) 公正・公平、中立性の確保

センターは、南幌町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公正で中立性の高い事業運営を行います。

南幌町はセンターの運営が適切に行われているかを常に把握するとともに、適切な運営についての評価を地域包括ケア推進会議に諮ります。

1. 作成の根拠

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が制度化され、これに対する評価指標が示されている。様々な評価指標のうち、ケアマネジメントについては、高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、保険者が介護支援専門員に対して基本方針を指し示すことが明記されている。

このため、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有し、より良い介護保険事業の運営を目指すために基本方針を作成するものである。

2. 法の理念

介護保険制度の基本理念は、「尊厳の保持」と「自立支援」である。（介護保険法第1条）保険給付は要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行わなければならないと定められている（同法第2条第2項）とともに、被保険者の選択に基づき行われるものであり（同法第2条第3項）、それは、要支援者、要介護者の自立支援という理念に沿って検討されなければならないものである。

※介護保険法第1章総則第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」

※介護保険法第1章総則第2条（介護保険）第2項

〈略〉保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

※介護保険法第1章総則第2条（介護保険）第3項

〈略〉被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3. ケアマネジメントについて

- 介護保険制度の理念である「尊厳の保持」「自立支援」、また「利用者本位」を具現化していくための手法として導入されたものが「ケアマネジメント」である。
- 高齢者の状態像を適切に把握し自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供するための仕組みであり、介護保険制度の中核となるものである。
- 「ケアマネジメント」とは、個々の要介護者の心身の状況や置かれている環境や希望などを十分把握分析したうえで、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、介護保険サービスを含め、さまざまなサービス等を調整し総合的かつ効率的に提供するための仕組みであり、介護支援専門員が中心となって、次の手順により実施される。

【ケアマネジメントの手順】

①要介護高齢者の状況を把握し、生活上の課題を分析する。（アセスメント）



②総合的な援助方針、目標を設定するとともに、①に応じた介護サービス等を組み合わせる。（プランニング）



③ ①及び②について、支援に関わる専門職間で検証・調整し（サービス担当者会議）、認識を共有した上でケアプランを策定する。



④ケアプランに基づくサービスを実施するとともに、継続的にそれぞれのサービスの実施状況や要介護高齢者の状況変化等を把握（モニタリング）し、ケアの内容等の再評価・改善を図る。

4. 本町におけるケアマネジメントの基本方針について

これまでに示した、介護保険法の理念に基づき、「自立支援」を『加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要支援・要介護状態になっても、主体的な選択により、介護サービスやその他の支援を利用しながら、自分が望む生活の質が保たれた自分らしい生活を営むことに対する支援』と定義する。

自立支援のためのケアマネジメントを行っていくためには、「自立支援」の視点や一連のケアマネジメントプロセスの再認識等が必要であることから、「自立支援型地域ケア個別会議」「給付実績を活用した医療情報との突合・縦覧点検等」「実地指導」等のあらゆる機会を通じて、保険者として介護支援専門員への支援を行うこととする。

5. 本町におけるケアマネジメントの取組方針について

ケアマネジメント業務においては、介護支援専門員は下記に留意して取り組むこととし、町はこれに対して支援を行うこととする。

〔総合事業対象者のケアプラン〕

重点留意事項

- ☐ 高齢者自身が地域において自立した日常生活が送られるよう支援するものとなっているか。
- ☐ 生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめることなく、自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしているか。
- ☐ 状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業などの利用について検討し作成されているか。
- ☐ 利用者本人が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、ケアマネジメントのプロセスを通じて、本人の意欲に働きかけながら目標指向型の計画を作成しているか。
- ☐ 地域での社会参加の機会を増やし、状態等に応じ、自身が地域の支え手になることを目指したものであるか。

〔要支援者のケアプラン〕

重点留意事項

- ☐ 利用者が可能な限りその居宅で自立した日常生活を営めるよう配慮されているか。
- ☐ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスと福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的・効率的に提供されるよう配慮されているか。
- ☐ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類や事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に作成されているか。
- ☐ インフォーマルサービスや本人、家族のできることを位置づけているか。
- ☐ 多職種からの助言を取り入れているか。
- ☐ 状態改善、重度化予防に資するケアマネジメントが行われているか。

〔要介護者のケアプラン〕

重点留意事項

- 利用者及びその人を取り巻く環境について多方向からの客観的な情報収集を行っているか。
- 生活感、価値観、人生観などを含めた全体像のアセスメントを行っているか。
- 専門職による視点からの観察情報、利用者の生活歴や家族状況（介護力、家族背景等）など、その人を取り巻く環境全般について情報収集を行っているか。
- 利用者が今どのような状況にあり、何故サービスを必要としているのか、自立支援に必要な本当の支援は何かを分析した上で、ニーズを引き出しているか。
- 支援が必要な状況を明らかにするだけではなく、利用者及び家族ができること（ストレンギス）をアセスメントしているか。
- 困っていることのみを把握するのではなく、予後予測（危険性の予測）にたった視点でアセスメントしているか。
- 表面に現れている現象を「問題」として捉えるのではなく、問題を引き起こしている原因や背景を明らかにしていくことで「真の課題」をつかんでいるか。
- 自立に向けた支援、利用者のQOL を高める視点で分析をしているか。
- 利用者本人や家族が希望するニーズのみ対応するのではなく、専門職として知識と技術を基に分析を行う努力をしているか。
- 目標を達成する手段として適切な内容となっているか。
- 個々の短期目標の積み上げの上に、長期目標の達成があり、長期目標の達成の先に、利用者の目指すその人らしい生活が見えてくるという関連性を常に意識しているか。
- どのような危険が予測されるのか、緊急事態とはどのような状況を想定するのか等、個々の利用者の状態像に応じたリスクマネジメントの視点があるか。
- 家族の介護に対する思いを受け止め、その思いを支える視点を持つと同時に、家族も利用者の支援を担うチームの一員として、目標達成に向けて一緒に関わってほしいというアプローチがされているか。
- 自立支援を目標とするものになっているか。
- 多職種からの助言を取り入れているか。
- 利用者本位のサービスが位置づけられているか。
- インフォーマルサービスや本人、家族のできることを位置づけているか。
- 利用者自身は、どのような生活を目指したいと考えているか、利用者の意向を踏まえた上で、どこまでの改善が可能かという目標設定が明確になっているか。
- 個別性のあるものとなっているか。（生活に本人の意向を取り入れ、漫然と利用者全員が同じ生活となっていないか。）
- 機能訓練等を取り入れ、各利用者に応じた自立支援、重度化防止のものとなっているか。
- 地域との交流について地域資源を利用し、環境の充実を図っているか。